

日米地位協定の改定を求めて

— 日弁連からの提言（新版） —



＜埋立が進められる辺野古崎 2023年2月撮影＞

2024年3月

JBBA 日本弁護士連合会

なぜ、日米地位協定の改定が必要なのか

1 日米地位協定って何？

日本には、日米安保条約に基づいて、130か所（専用施設76、共同使用、一時使用施設54（2022年3月現在））の米軍基地が置かれ、約5万5000名の米兵と相当数の軍属、その家族約4万名が駐留しています。そして、具体的にどの場所（区域）や施設を米軍に提供するのか、提供手続はどのようにして行うのか、駐留した後の米軍、米兵・軍属、その家族は、日本においてどのような取扱いを受けるのかを決めているのが、日米地位協定（以下「地位協定」といいます。）です。

2 市民は、地位協定によって、影響を受けているのでしょうか？

米軍基地、米軍の活動、これらに伴う米兵・軍属、その家族の活動・生活は、様々な分野で市民の生活と関わっており、そこには、大小様々なトラブルが起こっています。

例えば、米軍基地から油漏れ、PFOS、PFOA等の有機フッ素化合物の排出、騒音、悪臭等が発生し、付近住民に被害がもたらされています。米軍基地の返還跡地で、米軍による土壤汚染が判明したことや有害廃棄物の大量放置が発見されたこともあります。

また、これまで米兵・軍属、その家族が犯罪を起こすことや、様々な不法行為や契約上のトラブルを起こすことがありました。

地位協定は、このようなトラブルをどのように防止し、解決するかという基本的ルールを定めていますので、市民の生活と基本的人権を守る上で、大変重要なものです。

ところが、地位協定は、一方で米軍の様々な行政上の特権（国や地方自治体の立入りを拒否し、基地を管理・警護する権限、課税を免除される特権等）を定めていますので、これらが市民の権利を守るために制約要因にもなっています。

3 地位協定には、何か問題があるのでしょうか？

地位協定には、基本的に大きな問題があります。

一つめは、米軍基地（施設・区域）を提供・返還する手続・内容が米軍に都合のよいものとなっている点です。日本のどこでも、期限の定めなく、使用目的・条件を厳しく限定しないまま、施設や区域が提供され、しかも、国会の関与がなく、密室で合意される非民主的な仕組みとなっています。

二つめは、米軍基地や米軍が日本の法の規制を受けない仕組みがつくられている点です。米軍基地や米軍を日本の法の規制の下に置くことは、市民の生活や基本的人権を守る上でも、また、地域の自然や生活環境を守り、地方自治体の行政を円滑・効果的に行う上でも、大変重要です。

三つめは、様々な特権が米軍や米兵・軍属に与えられている点です。刑事事件でも、あるいは行政上の面でもさまざまな特権が与えられているため、法的正義を害したり、市民生活を圧迫し、不公平な事態を生じたりしています。

4 地位協定に、なぜこのような構造的問題点が残っているのでしょうか？

サンフランシスコ平和条約と同時に締結された旧日米安保条約の発効直前であった1952年2月、駐留を継続する米軍の地位を定める目的で日米行政協定が締結されました。これが地位協定の前身であり、行政協定は占領軍としての米軍の特権をそのまま認めていました。

その後、1960年に新安保条約が締結され、行政協定に代わり地位協定が結ばれました。

しかし、地位協定は、行政協定の考え方を基本的に引き継いでいるながら一度も改定されず今日に至っているため、60年以上前の古い考え方によらし、基本的な問題を残すものとなっているのです。そこで、現在の人権思想や環境保護思想の発展を反映したものにするために、抜本的に見直すことが不可欠となっています。

政府は、これまで問題が起きるたびに、地位協定の改定交渉を否定しながら「運用改善」という形で対応してきましたが、運用改善には限界があり不十分でした。問題は市民の生活と基本的人権、行政の権限に関するものであり、法的問題として処理しなければ十分な対応ができない構造的なものだったからです。その解決は、日本の主権にかかわる問題ともいえます。ようやく最近になり、2015年9月に環境補足協定、2017年1月に軍属に関する補足協定を米国と結びました。しかし、2つの補足協定によっても目に見える実態の改善はなく、環境補足協定は、協定締結前よりもかえって基地内の汚染調査等の足かせとなっています。地位協定を抜本的に見直し、明確なルールを定めることが不可欠です。

5 基地所在都道府県の改定要求

沖縄県をはじめ米軍基地の所在する都道府県は、これまで、地位協定の問題点を指摘し、何度も抜本的な見直しを求めてきています。これを受け、ついに全国知事会も2018年7月と2020年11月に「米軍基地負担に関する提言」を公表し、地位協定の抜本的見直しを求めるようになっています。

6 日弁連は、抜本的見直しを求めています！

日本弁護士連合会（日弁連）は、弁護士法1条に定める基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命に基づき、1976年10月の人権擁護大会において「日米地位協定の改正に関する決議」を、2002年8月には理事会で「日米地位協定の改定を求める決議」をそれぞれ採択しています。

また、2011年11月には沖縄現地調査を実施し、その成果を「2011年沖縄基地調査報告書」として公表し、さらに、2014年2月には「日米地位協定に関する意見書」を公表しました（http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2014/140220_7.html）。

その後、日弁連人権擁護委員会基地問題に関する調査研究特別部会は、2018年4月、ドイツ、イタリアにおいてNATO軍（米軍）基地におけるNATO軍地位協定等の運用実態を調査しました（「ドイツ・イタリアのNATO軍（米軍）基地調査報告書」https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/pt_report_2.pdf）。この調査で、駐留外国軍隊に対する受入国の国内法の適用は少なくとも平時においては国際法上の原則となっていることや、米軍は地域住民の要望に対し、謙虚に耳を傾け、実行していることが明らかになりました。同じ頃に、沖縄県や琉球新報社も日弁連と同様の調査をしています。

日弁連は、2022年3月18日、沖縄県などで新型コロナウイルス感染者が急拡大したことに関し、米軍基地内での感染拡大による影響であったとみられることから、検疫に関する国内法令を米軍人、軍属らの日本への入国についても適用すること等を求めた「米軍基地における新型コロナウイルスの感染拡大状況に照らし、検疫に関して日米地位協定の改定とこれを運用する制度の改善を求める意見書」を公表しました（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/220318_3.pdf）。

さらには、2018年4月のドイツ、イタリアNATO軍（米軍）基地運用の実態調査の成果を2014年2月意見書に反映させることとし、2022年8月18日、「日米地位協定の改定とこれを運用する制度の改善を求める意見書」を公表しました（<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2022/220818.html>）。

本パンフレットは、日弁連がこれまで公表した2014年2月意見書、2022年3月意見書及び2022年8月意見書を多くの市民の皆様に理解していただくため、わかりやすく解説したものです。日弁連は、ここで示した意見のとおりの地位協定の抜本的改定を求め、これからも活動を続けていきます。



I 米軍等への日本法令の適用と基地管理権

改定の提言

- 1 米軍及び米軍人・軍属・家族に対し、その組織等の内部事項及び条約や日本の法令に定めがある場合以外は、施設・区域の内外を問わず、日本の法令が適用され、遵守が義務付けられることを地位協定に明記すること。
- 2 日本国・地方自治体の当局は、日本の法令の適用の確保等、その公務の遂行に必要な場合、事前に通知し、緊急な場合には事後の通知により、施設・区域内に立ち入り、調査し、必要な措置を採ることができる旨を地位協定に明記すること。

【現行規定】

現行地位協定上、米軍や米軍基地に対して日本の法令が適用されるか否かについて直接の規定はありません。ただ、3条1項に、合衆国は、施設・区域内で、その「設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる」との定めがあります。

なお、地位協定16条は、軍人・軍属・家族の日本の法令の尊重義務等を定めていますが、遵守義務ではなく、また、米軍自体は対象としていません。

【問題の所在】

1 米軍に日本の法令の適用なしとする政府の見解

日本政府は、駐留外国軍隊である米軍には、軍隊の性質から、国際法上原則として日本の法令の適用はないとしています。そのため、政府見解によれば、特段の規定がない限り、米軍の活動等は日本の法令に反していても規制できず、基地の外での違法行為も放置されることになるのです。

また、政府は、地位協定3条1項により、施設・区域内について米軍の排他的管理権というものを認めています。そのため、米軍の許可がなければ国も地方自治体も基地内に立ち入れないとされています。

2 具体的な問題状況

日本の法令の規制が及ばないために、米軍基地周辺住民の被害やその危険が継続・拡大し、地方自治体も対策が採れない、という問題が非常にたくさんあります。いわゆる基地被害の多くは、この問題が関連します。

代表的な例を挙げると、米軍飛行場周辺では、航空機騒音被害が極めて大きく、裁判所も繰り返し受忍限度を超える騒音の違法性を認めて、日本国に損害賠償を命じていますが、その違法な飛行を米軍にやめさせることができないでいます。

また、米軍基地内は米軍の排他的管理権があるとされるため、水質、土壌等の汚染が進み、有害な廃棄物が放置され、自然が破壊されても、これらを規制し、是正を求めることができません。最近も、各地の米軍基地からの有機フッ素化合物（P F A S）の排出が大きな問題になっています。

【改定提言の理由】

1 領域主権の原則と日本法令の適用

しかし、米軍や米軍基地に日本の法令の適用がないという理解は、決して当たり前のものではありません。国際法の領域主権の原則は、国家はその領域

内にある全ての人と物に対して、原則として排他的に規制する管轄権（立法管轄権、執行管轄権）を有し、これに対する制約は、当該国家自身が他国に条約・法令等で承認した場合にのみ認められるとしています。ですから、現行地位協定の解釈としても、原則として米軍や米軍基地内にも日本の法令が適用されると考えるべきなのです。

2 欧米でも他国軍隊に国内法が適用されている

NATOの主要国でも、自国内に駐留する米軍等の軍隊に、その国の国内法令が適用されることになっています。ドイツはNATO軍に基地の排他的使用を認めながら、明文でドイツ法令の適用や国・自治体の基地内立入権を認めています。イタリアも、NATO軍基地でもイタリア軍司令官が統括権を持ち、国内法を遵守させ、自由に立ち入る権限を持っています。ベルギーやイギリスは、直接の明文規定

はありませんが、やはりNATO軍に対して国内法を適用しています。

さらに、米国国務省の諮問委員会報告書も、駐留外国軍隊に対する国内法の適用が、国際法上のルールだと認めているのです。

日本政府も、基本的な考え方を改めるべきなのです。

3 日本の法令の適用と立入・調査権の明記を

地位協定に、領域主権の原則に従い、日本の法令が、米軍・米軍人・軍属に対して原則として適用され、その遵守が義務付けられることと、その適用、遵守の確保のための日本側当局の基地内立入・調査権を、明文で規定すべきです。そのことにより、日本政府も米国に対し、航空機騒音規制など、日本の法令の遵守を堂々と求めることができます。

コラム 目からウロコのドイツ・イタリア紀行

主に米軍が使用するイタリアのアヴィアーノ空軍基地は、原野のただ中にあった。

地元のアヴィアーノ市は、基地から車で20分ほどかかる。航空機の飛行時間帯は、地元の市がイタリア政府に提案し、政府と米軍で協議して決めるこことになっているが、アヴィアーノ基地での飛行時間帯は、午前11時から午後1時、午後4時から午後7時とされていて、住民の昼寝を妨げないように設定されているという。しかも街の上を飛ぶことはまずない。夜間飛行訓練も行わせないことになっている。騒音訴訟は一度も起こされていない。遠くに山並みの見える低層住宅が並ぶ、こじんまりしたアヴィアーノ市の、副市長のお話。

ところ変わって、ヨーロッパ最大のNATO軍ラムシュタイン基地も、南北の丘陵の麓の広大な緑地に囲まれた中にあった（7ページ：ラムシュタイン空軍基地写真参照）。地元自治体のひとつ、ラントシュトゥール市は、2014年に、ラムシュタイン基地近くの米軍ヘリコプター訓練所の低空飛行騒音がひどいと、ドイツ政府を被告として、米軍の訓練の中止を求める訴訟を起こした。すると、米軍は訴訟手続が開始される前に訓練所を他に移転し、問題が解決したという。市長からのお話。

対する日本では、在日米軍の飛行活動は「国の支配の及ばない第三者の行為」だから、日本政府に規制を求めるのは主張自体失当という最高裁判例。米軍のやることには何も言えないという日本。なんという落差か。

2018年4月、日弁連人権擁護委員会基地問題に関する調査研究特別部会は、ドイツとイタリアの現地調査を行った。日本の現状は、決して当たり前ではない。

II 施設・区域の提供と返還

改定の提言

- 1 ① 施設・区域の提供協定には、その範囲、使用目的、使用期間、使用条件等の提供条件を具体的に明記すること。
② その使用期間ごとにこれら提供条件を記載した使用計画書を米国から提出させて、関係自治体・住民等の意見を聴取・尊重し、提供の可否・条件を決定すること。
③ 提供協定及び使用計画書は公表すること。
④ 新たな施設・区域の提供には国会の承認を必要とすること。
- 2 施設・区域は、使用期間の満了、使用目的の終了等により速やかに返還され、また、日本側の利益や必要のためにも返還請求をできることを地位協定に明記すること。

【現行規定】

地位協定2条1項は、米国は安保条約6条に基づき、日本国内の施設・区域の使用を許与され、個々の施設・区域の提供協定は、日米合同委員会を通じて両国政府が締結すると定めています。なお、2条4項(a)は米軍に提供された施設・区域の日本側による臨時使用、2条4項(b)は日本の施設・区域の米軍による一時使用の形態を規定しています。

また、2条3項は、合衆国が不要となった施設・区域の返還義務を定めています。

【問題の所在】

1 施設・区域（基地）提供手続の住民無視

現在、日本政府は、住民投票などで示された沖縄県民の強い反対にもかかわらず、普天間基地の代替施設として名護市辺野古の海を埋め立てて新基地建設を進めています。その沿岸域に基地が建設されれば、豊かなサンゴ礁やジュゴンの生息域などが永久に失われるおそれも大きいのです。

地位協定では、米国と日本国が合意すれば、国内のどこでも、地元住民・地方自治体の意向にかかわ

らず、基地として提供するのに制限はありません。そして最終的には民有地の強制使用も可能です。

2 米軍による基地使用の条件規制もない

地位協定には、どのような具体的条件で基地を提供するかについて、何の規定もありません。基地の範囲、使用目的、使用期間、使用条件、使用方法、米軍の配置・装備、公共の安全確保等、その提供条件は、基地周辺住民や地方自治体の利害に直接影響しますが、それら条件が提供協定等に明記され公表されないと、住民・自治体は、基地によってどんな影響を受けるのか、いつ返還されるのか等、全く分からないままです。これに対して、ドイツ補足協定48条では、一定期間ごとに施設別にこれらの詳細を定めた計画書を定めて個別協定を締結することになっています。

3 基地の返還に関する問題

基地が必要でなくなった場合の米国の返還義務は、現行規定にもありますが、実際には遊休化してもなかなか返還されず、例えば池子弾薬庫が米軍住宅用地にされたように、別の目的に転用されてしまうこともあります。また、地位協定上、日本側がどんなにその場所を必要とし、あるいはどんなに基地被

害を受けていても、これを理由に返還請求ができるとする根拠規定はありません。これに対して、ドイツ補足協定48条では、基地としての使用より返還によるドイツ側の利益が大きい場合は適切に応すべきことが定められています。

【改定提言の理由】

1 基地の提供について

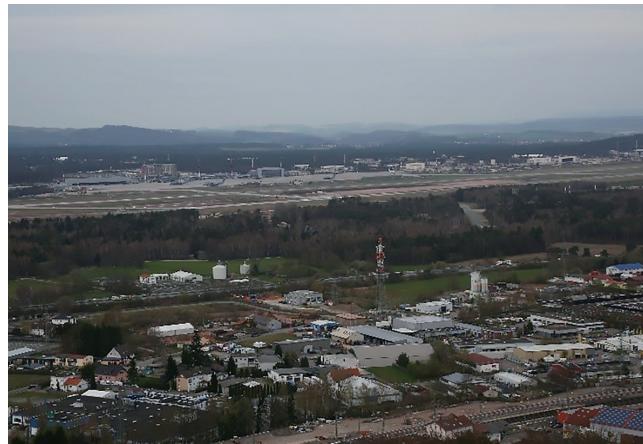
基地の提供については、2条4項(a)(b)の区域を含めて、その提供協定に具体的な提供条件を定めるべきです。そして、10年を超えない使用期間を定めて、その使用期間ごとに使用計画書の作成・提出を米国に義務付けた上、提供の条件や可否について、地元住民・自治体等の意見聴取と意見尊重を明記すべきです。また、提供協定・使用計画書の公表は

必要不可欠です。

加えて、新たな基地の提供は、一定の区域を米軍の管理に委ねて日本の主権行使に制限を及ぼすものであることに加え、辺野古新基地建設に見られるところ地域住民に重大な影響をもたらすことから、民主的コントロールを及ぼすことが不可欠であり、国会の承認手続を要することとすべきです。

2 基地の返還について

個々の施設・区域の必要性や地域住民による返還利用の必要性は、時の経過によって変化が生じるのは当然ですから、上記使用期間ごとに、住民・自治体を含めて、使用継続の要否をチェックすべきです。また、住民・自治体を含む日本側の使用の必要性、被害解消の必要性などに基づく返還請求権を認めるべきです。



＜ドイツ ラムシュタイン空軍基地＞



＜沖縄 普天間飛行場＞

III 環境問題の対応

改定の提言

- 1 環境汚染事故が発生したときは米側から日本側へ即時に通報すべき義務があり、日本側は立入調査できること、また米側は汚染浄化義務を負うことを地位協定に明記すること。
- 2 新たに基地を建設するときは、米側は環境影響評価を行うとともに、基地完成後は日本側が環境への影響について定期的に監視できる仕組みを作り、これらの規定を地位協定に明記すること。
- 3 基地ごとに関係自治体及び住民代表を含む地域協議委員会を設置して、基地の運用について定期的に協議できるようにした上で、米軍はその協議結果を尊重すべきことを地位協定に明記すること。

【現行規定】

環境問題に関する包括的な規定は地位協定にはありませんが、2015年に環境補足協定が締結され、①基地周辺の公共の安全に影響を及ぼすおそれのある事態についての日米間での情報共有、②米軍がJ E G S（米軍が自主的に作成する日本での環境管理基準）を改定する際の日米間協議、③環境汚染事故発生時や施設・区域を返還する前の立入調査の手続を日米合同委員会で策定すること等を定めています。

また、地位協定4条は、米軍が施設・区域を返還する際に米国は原状回復義務を負わないとしています。

基地由来の環境問題に関して、基地を抱える自治体や地域住民の意見を反映する法的仕組みは地位協定にはありません。

【問題の所在】

日弁連が2014年意見書を公表した後、日米間で環境補足協定が締結されましたが、同協定は、結局は環境保全に関する事項を日米合同委員会で協議するとしているにすぎず、米側に何ら具体的な法的義務を課する

ものではないため、日本側が立入調査を求めても米軍が応じない、という事態が繰り返されています。この点が再びクローズアップされたのが、米軍が泡消火剤として基地内で長年使用していた有機フッ素化合物（P F A S）の問題です。

P F A Sのうち、特にP F O S・P F O Aは、発がん性や発達毒性を示唆する研究があり、国際法上はストックホルム条約で、国内法上も化学物質審査等規制法（化審法）によって、その使用が原則的に禁止されていますが、これが基地の外へ漏出したり、米軍が故意に排水したりする事例が起きています。沖縄県の調査でも、基地周辺の河川等から高濃度のP F A Sが検出されています。沖縄県は、P F A S汚染の原因が米軍基地にあるか否かを調査するため、基地での詳細な立入調査を米軍に求めていますが、米軍は原則として応じていません。

報道によれば¹、米軍横田基地でも2010年から2012年にかけて、P F A Sを含む泡消火剤の漏出が3件発生していたことが明らかになっており、防衛省は、この事実を2019年1月に把握したものの、東京都や周辺

¹ 2023年7月21日付け東京新聞より

市町に伝えたのは、2023年6月でした。

また、基地返還跡地からは、これまでダイオキシン、P C B、重金属類など様々な有害物質が見つかっていますが、地位協定4条によって米側は原状回復義務を負わないことから、日本側で対処するしかない状態が続いてきました。

このような環境問題を含め、基地の運用に関して自治体や地域住民の意見が反映される法的仕組みはありません。

【改定提言の理由】

1 國際環境法との関係

1992年の国連環境開発会議で採択された「環境と開発に関するリオ宣言」の第18原則は、汚染物質の排出国であるか否かにかかわらず、緊急時には各國は即時の通報をすべきことをうたっており（緊急時の即時通報義務）、同原則は国際慣習法上の義務として承認されています。ところが、1997年の日米合同委員会合意「事件・事故の通報手続」では、米軍が「できるだけ速やかに」通報するとされているものの、通報が米軍の法的義務であるか否かは明確にされていません。緊急時の即時通報は国際慣習法上の義務であることを踏まえて、地位協定上においても、米軍の通報義務を明確に規定すべきです。

また、リオ宣言第19原則は、緊急時以外にも、汚染物質の排出国は被害国への事前通知と協議を行うべきこととしており、これも国際慣習法として承認する見解が一般的ですが、地位協定及び環境補足協定には、米側に事前通知と協議を義務付ける規定はありません。

さらに、新たな施設を造る際の環境影響評価（リオ宣言第17原則参照）とその後の定期的な監視義務についても、これを国際慣習法上の義務とする国際判例がありますが、地位協定や環境補足協定にはそ

のような規定がありません。

基地由来の環境汚染に適切に対応するためにも、国際環境法の動向に沿った地位協定及び環境補足協定の改定が求められます。

2 他国の地位協定の規定と運用

日弁連の2014年意見書では、①ドイツの地位協定に当たるポン補足協定は、ドイツ法の米軍への適用（特にドイツ環境法の遵守とドイツ側の基地内立入権）を明記していること、②イタリアでは米軍基地の管理権をイタリア側が有しており、イタリア側には基地内立入権や中止命令権があること、③韓国では韓米合意議事録が改定されて、韓国側の基地内立入権や、環境に関する定期的評価などの具体的な手続が詳細に規定されたことなどを紹介しました。

その後に日弁連が行った調査では、ドイツのアンスバッハ基地周辺で魚類からP F A Sが検出された事例では、米軍はドイツ側の調査に協力した上、原因物質排出の責任を認め、浄化費用も米軍が負担したことが明らかになりました。同じくドイツのラムシュタイン基地周辺では、米軍が下水に排出した凍結防止剤が問題視されると、米軍は下水処理場の修繕費用の一部を負担したことが明らかになっています。

また、ベルギーでは憲法で、外国軍隊の活動は国内法令に基づくことが必要と定めており、基地を抱える地元自治体関係者も米軍基地内に立ち入ることができます。イギリスでも、駐留軍隊にも受入国の法令が適用されることが原則と解されています。

日米においても、「I 米軍等への日本法令の適用と基地管理権」で述べたとおり、日本の国内法、とりわけ環境法令が米軍の活動にも適用されることが地位協定に明記されるべきです。

3 環境汚染事故発生時の立入調査

環境補足協定では、日本側が基地内に立入りできる場合についての具体的な規定はありませんが、

1973年の日米合同委員会合意「環境に関する協力について」が、日本側が立入調査ができる場合を「現に事故が生じた」場合に限定しているように読みます。沖縄県は、P F A Sについて米軍側に立入調査を繰り返し求めていますが、多くの場合拒否されています。

米軍にも日本の環境法令が適用されることを地位協定に明記すれば、土壤汚染対策法、廃棄物処理法、水質汚濁防止法等による立入調査が可能になりますし、P F A Sについても、化審法による立入検査が可能となるはずです。

4 返還跡地の土壤汚染の浄化義務

日本政府はこれまで、基地が返還されたときは、地位協定4条1項によって米側は原状回復義務を負わないと、後に返還跡地から有害物質が発見されたときでも米側は浄化義務を負わないと解してきました。

しかし、そのような解釈は、リオ宣言第16原則にいう汚染者負担原則からして、極めて疑問です。

韓国の場合、韓米地位協定にも日米地位協定4条1項とほぼ同じ文言の規定がありますが、韓国側は、地位協定によって米軍の原状回復義務が免除されているものの、汚染浄化義務まで免除されているわけではないという立場に立ち（韓国憲法裁判所の判例も、そのような解釈を示しています。）、原状回復義務と汚染浄化義務を切り離して理解しています。

汚染者負担原則に照らせば韓国側の解釈が正当といふべきで、日米地位協定の解釈においても同様に考えるべきでしょう。

5 基地を抱える自治体と地域住民の関与

米軍基地を抱える都道府県で構成される渉外関係主要都道府県知事連絡協議会の要望書では、基地の運用について、日米両政府に加えて関係自治体も参加できる地域特別委員会の設置を求めていますが、実現していません。

これに対して、ドイツやイタリアでは、基地を抱える自治体の意見を反映する法的仕組みが地位協定に設けられています。例えばドイツの騒音低減委員会では、米軍機の飛行時間や飛行回数について米軍が詳しく説明し、自治体側からの意見もある程度反映されています。

日米においても、基地の影響を最も受ける地域の自治体と住民の意思が、基地の運用に適切に反映される仕組みが設けられる必要があります。



＜普天間飛行場から泡消化剤が流出＞

沖縄県宜野湾市提供

IV 感染症への対応

改定の提言

- 1 米軍について日本の検疫法の適用を除外している国内法を廃止すること。
- 2 指定感染症の感染状況に関する情報は、迅速かつ詳細に日本政府及び関係地方公共団体に通報すべき義務を米軍が負うこと並びに日本政府及び関係地方公共団体の情報開示請求権・立入調査権を地位協定に明記すること。

【現行規定】

地位協定には、米軍について、日本の検疫法や感染症法の適用を免除する旨の規定はありません（地位協定5条2項は米軍人等が施設及び区域への出入りできることを、同9条は出入国管理に関する日本の法令が米軍人等には適用されない旨を定めていますが、これらの規定は検疫に関する規定ではないと考えられます。）。

また、米軍基地内等で指定感染症が発生した場合の日米間の情報交換についても、地位協定には規定がありません。

【問題の所在】

1 日米合同委員会合意の問題点

地位協定に検疫法等の適用を免除する規定がない以上、検疫法等は米軍にも適用されると解されます（「I 米軍等への日本法令の適用と基地管理権」で述べたように、そもそも国際法上、国内法は外国駐留軍にも適用されると解すべきです。）、日米合同委員会では、これに反しかねない合意が交わされています。

具体的には、1996年12月の「人、動物及び植物の検疫に関する合意」において、米軍人等の検疫は原則として米軍の自主検疫に委ねられることが合意されています。これに対応する法律としては、「外国軍

用艦船等に関する検疫法特例」という国内法が1952年に制定されており、同法によって、米軍には検疫法の多くの規定が適用除外とされています。

また、2013年1月の合同委員会合意「在日米軍と日本国衛生当局間における情報交換」では、可能な限り早期に通報すること、日米双方が緊密に協力することが合意されているものの、日本国民への情報公開については一切触れられていません。

2 米軍基地由来の新型コロナウイルスの感染拡大

上記の問題点が表面化したのが、米軍基地を経由した新型コロナウイルス感染症の拡大でした。

2020年から世界規模で爆発的に感染が拡大した新型コロナウイルスは、在日米軍基地内でも感染が拡大し、特に多くの米軍基地を抱える沖縄では、県民の感染者数を米軍基地内の感染者数が上回った時期もありました。2021年12月以降に突然変異によるオミクロン株の感染が拡大し始めると、沖縄県や山口県などの米軍基地内で大規模なクラスターが発生し、これらと連動するように近隣県居住の一般国民にも感染が拡大しました。沖縄県は、国立感染症研究所が行ったゲノム解析の結果を踏まえ、沖縄県民の感染拡大は米軍基地由来のものと結論付けており、日本政府も、これらの地域での感染拡大が米軍基地に由来する可能性を認めています。

米軍からの情報提供も不十分で、沖縄県では必要

な措置を迅速に採ることが難しい状態に直面しました。感染症法19条により、都道府県知事は、指定感染症に感染した者を入院させることができるはずですが、米兵等に対してはこのような措置も採られませんでした。

【改定提言の理由】

1 他国の地位協定の規定と運用

ドイツの地位協定に当たるボン補足協定には、ドイツの国内法による検疫手続に外国駐留軍も従う旨の規定が置かれています（同協定54条1項）。

イタリアでは、各基地における地位協定の標準モデルとされる実務取扱によれば、そもそも基地の管理権はイタリア軍司令官にある上、「明らかに健康又は公衆の健康に危険を生ずる米国の行動」に対してはイタリアの司令官が介入できます（モデル実務取扱6条5項3文）。

オーストラリアの地位協定（米豪地位協定）は、米軍はオーストラリアの検疫法を遵守すべきことを明確に規定しています（同協定13条）。

フィリピンの地位協定に当たる訪問軍協定では、検疫を行うのは米軍ですが、フィリピン側も一定のイニシアチブを握っています。

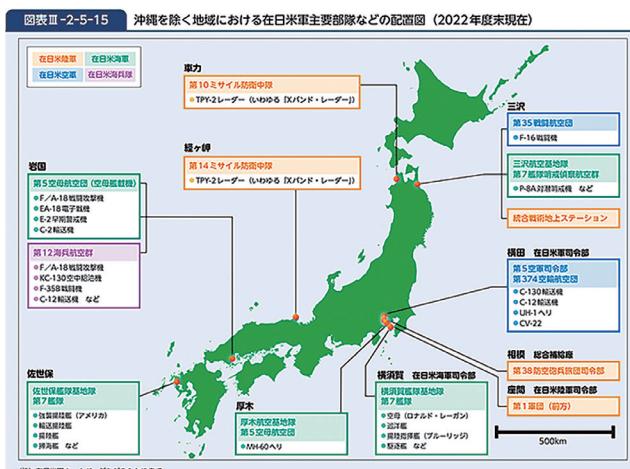
韓国では、日本と同じように、検疫等については

韓米合同委員会で協議することとされていますが（韓米地位協定26条）、実際の検疫手続は韓国側が行っており、また、日本の場合よりも詳細な感染者情報が米軍から提供されているなど、運用面で日米とはかなり異なっています。

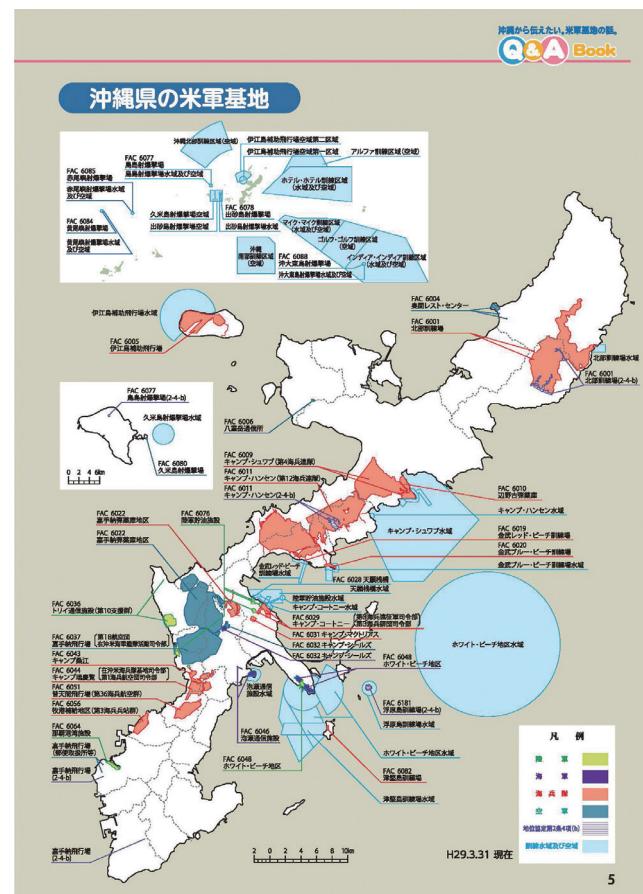
2 改定の必要性

まずはドイツやオーストラリアの地位協定のように、米軍にも国内法の規制が及ぶことを地位協定に明記すべきですが、その上で、米軍に対する検疫法の適用を除外している国内法は廃止すべきです。

また、米軍は、指定感染症に関する情報を詳細かつ迅速に日本政府及び関係地方公共団体に通報すべき義務を負うことや、日本政府及び関係地方公共団体の情報開示請求権や立入調査権を地位協定に明記することが不可欠というべきです。



＜沖縄を除く地域における在日米軍主要部隊などの配置図 (2022年度末現在)＞
令和5年版防衛白書より



V 米軍航空機の運航と航空交通

改定の提言

- 1 地位協定2条の「施設及び区域」に「空域」が含まれないことを明記すること。
- 2 現在告示されている米軍訓練空域のうち、米軍に提供した施設・区域の上空部分以外の空域は、地位協定2条により使用を許すことができるものではないことを明確に規定し、これに関する日米合意を見直し、告示を撤回すること。
- 3 ① 米軍による演習・訓練は、原則として施設・区域外では禁じられること及び米軍が訓練のために日本の空域を使用するには、使用範囲・使用時間帯を明確にした上で、事前に日本政府の許可を受けるべきことを地位協定に規定すること。
② 米軍に対し、空域の使用を許可したときは、米軍による空域使用の日時、範囲を市民に公表する旨を地位協定に明記すること。
- 4 米軍は地位協定2条により提供された施設及び区域である飛行場の飛行場管制のみを行い、それ以外の交通航空管制業務は日本政府が行うことを地位協定6条に明記した上で、速やかに、横田空域及び岩国空域の進入管制権限の返還を受けること。
- 5 米軍航空機に対し、少なくとも最低安全高度の遵守、曲技飛行の禁止等、安全性確保のための最低限の規制が適用されるよう、航空法特例法を改正すること。
- 6 ① 政府は、米軍航空機の運航状況を検証し、深夜・早朝の飛行については飛行の理由を米軍に照会した上で、その結果を定期的に市民に公表すること。
② 米軍が例外的に深夜・早朝に航空機を運航するときは、政府が米軍から事前に個別の運航情報の提供を受ける仕組みを設け、政府は提供された情報を直ちに関係地方公共団体に通知すること。

【現行規定】

地位協定2条1項は、米国は安保条約6条に基づき、日本国内の施設・区域の使用を許与され、個々の施設・区域の提供協定は、日米合同委員会を通じて両国政府が締結すると定めています。

5条は、米軍航空機が日本の空港に出入りする権利等を定め、6条は、「航空交通管理」の体系は日米で「緊密に協調」し、「集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合する」等と定めていますが、航空交通に関する規定は他にありません。

航空法特例法により、米軍機に対しては、最低安全

高度（航空法81条）、曲技飛行の禁止（同法91条）を始めとして、航空法の多くの規定の適用が除外されています。

【問題の所在】

1 他国航空機の飛行等の許可

国際法上の領域主権の原則に基づき、国家は、他国の航空機の自国領空の飛行、自国領域内への着陸を許可するか禁止するかを自由に決定することができます。

2 米軍による空域使用の問題

(1) 空域についての規定の不存在

地位協定2条1項は、米国への施設・区域の提供について規定していますが、日本政府は、施設・区域とは、「建物、工作物等の構築物及び土地、公有水面」をいうとしており、地位協定に、空域の提供については定められていません。

ところが、「1972年5月15日の沖縄の施設・区域に関する合同委員会覚書」、「海軍及び空軍訓練区域の指定」等の日米合意に基づき、現在では、沖縄周辺を含め、日本列島の周辺を取り囲むように、レンジあるいはウォーニングエリアと呼ばれる、米軍の訓練のための空域が約40か所設定され、その範囲が告示されています。しかし、これらのうち2条により提供された施設・区域の上空部分に該当する空域は一部に過ぎず、ほとんどは施設・区域外の日本の領海、領土の上空が指定されています。なかには公海の上空であるものもありますが、日本にその領域外である公海上の空域を米軍訓練空域として確定する権限はないはずです。

(2) 米軍による空域の使用の実態

米軍の訓練空域の設定に加え、米軍の要請に基づき行う空域の一時留保（アルトラブ）、岩国臨時留保空域の設定、自衛隊訓練空域の使用、日本全国に広がる低空飛行訓練ルートの設定等により、米軍は、日本の上空の広範囲において、日常的に、飛行訓練、航空機による戦闘訓練、射爆訓練を行っています。

米軍機の飛行には、航空特例法により、航空法の最低安全高度の遵守、曲技飛行の禁止の規定を始めとして、多くの規定の適用が除外されます。かかる例外的取扱いは、航空機の運航の安全性、ひいては空域下の市民の安全に問題を生じさせるものです。

(3) 民間航空交通への影響、市民の被害

米軍のための専用空域の設定により、日本の民間航空機は、迂回や低空飛行を強いられるなど、民間航空交通に大きな影響が生じています。また、米軍が使用する空域下で生活する市民に対し、航空機騒音被害、航空機の墜落や部品等落下の事故など、甚大な被害を生じさせています。

3 横田空域、岩国空域における米軍による進入管制の問題

(1) 横田空域及び岩国空域における米軍による進入管制の実施

東京、神奈川、埼玉、群馬、栃木、福島、新潟、長野、山梨、静岡の上空広範囲に及ぶ「横田空域」及び山口、島根、広島、愛媛の上空広範囲に及ぶ「岩国空域」においては、米軍が進入管制を行っています。これにより特に横田空域では民間航空機の運航が排除されて、事実上、米軍の専用区域と化しています。

(2) 米軍が進入管制を実施できる根拠の不存在

第2次世界大戦敗戦後、連合国総司令部は日本に対して航空禁止令を発して航空管制の実施を禁じましたが、1959年6月、日米合同委員会において、「米軍に提供している飛行場周辺の管制業務、進入管制業務を除き、すべて、日本側において運営する」旨の合意がなされ、航空交通管制業務は日本に返還されました。1975年5月、「地位協定に基づきその使用を認められている飛行場及びその周辺」においては、米国政府が引き続き管制業務を行うことが合意されました。

横田空域、岩国空域は、いずれも、横田基地及び岩国基地の「その周辺」をはるかに超えた広大な範囲に及んでおり、両空域において軍は、本来進入管制を行う権限は有しません。

(3) 民間航空交通への影響

民間航空機は、一部を除いて、これら空域を回避して運航しなければならないため、非効率的であり、航空路の渋滞を招き、空域近くの民間空港への離着陸が制約を受けるなど、ニアミスや衝突事故の危険を増加させられています。

4 米軍航空機騒音被害

米軍航空機が日本の領空を自由に運航することにより、市民に対する甚大な騒音被害が生じています。日米間で騒音規制が合意されていますが、遵守されているとは言い難い状況です。

5 他国での地位協定の適用と運用

(1) ボン補足協定は、駐留軍隊が施設外での演習を実施するためにはドイツ国防大臣の同意が必要であり（45条）、ドイツ空域での訓練の実施にはドイツ当局の承認を条件とした上で、ドイツの法規、手続が適用される（46条）等と規定しています。

空域を使用するには民間航空機との調整の中で空域の予約が必要であり、低空飛行に関してもドイツ航空法に基づくドイツ軍規則に従います。

航空機が軍用空港に離着陸する際は、それぞれの軍が飛行場管制を行いますが、それ以外はドイツ航空管制が管制を行います。

(2) イタリアでは、米軍が使用する基地についてもイタリア軍司令官が基地の統括権を有します（モデル実務取締6条1項）。米軍の活動がイタリアの現行法を遵守していないと判断されるときは、イタリア軍司令官は米軍司令官に忠告し、イタリア上層当局からの助言を求める（同条3項）。

米軍の部隊の訓練行動・作業行動は、事前にイタリアの関係当局に通告して調整・承認を受けなければなりません（同17条）。

(3) ベルギーは、憲法で外国軍隊の受入れは法律に基づくことを規定しています。

航空法は、外国の軍用航空機が王国領域上空を

飛行する場合のベルギー国防省の許可（航空法3条）、国王による飛行禁止措置（同4条）を規定しています。

(4) イギリスでは、在英米軍は、イギリス及びアメリカの両方の法律に従うものとされ、イギリス国防省は、在英米軍の飛行を禁止、制限、条件を課すことができるとされています。

空域の利用はイギリスが優先権を持ち、外国軍が空域を利用するためには予約の申請が必要です。

(5) ヨーロコントロール（欧州航空法安全機構）は、国際民間航空条約に署名した国においては（日本も加盟しています）、軍隊が空域を占用するようなことがあってはならず、外国軍機もそれぞれの国の規則に従わなければならぬ、と述べています。

【改定提言の理由】

1 空域の設定について

領域（空）主権の絶対性に照らせば、日本の主権の及ばない空域の存在を認めることは、あってはならないことです。明確な法的根拠のないまま告示などにより米軍の排他的使用を認める空域を設定したり、あるいは米軍自身が自由に空域等を設定して訓練を実施したりしているという実態は改められなければなりません。

航空機による空域の使用は必然的に広範囲に及ぶこと、ひとたび事故が発生すれば、空域下の市民に重大な影響が及ぶこと等に鑑みれば、空域の使用を土地の使用と同視することはできないのであり、空域は2条の「施設・区域」に含まれず、地位協定に基づく提供の対象ではないことを、地位協定2条に明記すべきです。

そして、日本政府は、日米合同委員会において合意し、米軍に使用を許すとして告示した米軍訓練空域のうち、地位協定2条に基づき提供した「施設・区

域」の上空部分以外については、米国に対して合意の見直しを求め、告示を撤回すべきです。

また、米軍による演習、訓練は、原則として提供された施設・区域内に限られることを明確にし、米軍が訓練のために日本の空域を使用するには、使用的の都度、使用する空域の範囲及び使用の期間を限定して日本の許可を得なければならないのであり、その旨を、地位協定に明記すべきです。

さらに、日本政府は、米軍に対し空域の使用を許可したときは、その内容を市民に公表しなければなりません。

2 航空管制について

領域(空) 主権の原則に照らせば、航空管制を行うのは主権を有する日本であり、米軍が航空管制業務を行うことができるるのは、せいぜい米軍専用飛行場における飛行場管制業務に限られるはずです。地位協定6条にその旨を明記するとともに、日本は横田空域及び岩国空域における進入管制権限の返還を受けるべきです。

3 航空機の運航における安全の確保

空域下の市民の安全を確保するためには、航空法の適用除外を規定した航空特例法を改正し、少なくとも最低安全高度の遵守、曲技飛行の禁止等、安全性確保のための最低限の規制は、米軍に対しても及ぼすべきです。

図表2 本土における米軍機の低空飛行訓練ルート(エリア)



<本土における米軍機の低空飛行訓練ルート>

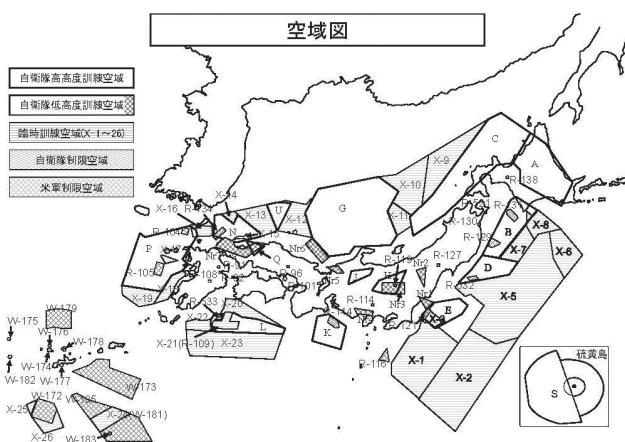
塩川哲也衆議院議員事務所提供

4 航空機騒音低減のための施策の提言

日本政府は、米軍航空機騒音の低減のために、まず、米軍航空機の運航に関し、現行の騒音規制状況を検証し、深夜早朝の飛行等、例外的とされる運航の状況につき、その理由を米軍に照会し、その結果を市民に公表すべきです。

また、深夜早朝の例外的飛行がなされる場合には、事前に米軍から情報提供を受ける仕組みを構築し、地方公共団体を通じて、当該情報を騒音の影響を受けることとなる市民に伝達すべきです。

同時に、日本政府は、関係地方公共団体も参加する、環境保全に関する米軍との協議機関を設置し、同機関における協議において、米軍に対し米軍航空機の運航にかかる情報の提供を求め、地方公共団体と、騒音の低減と米軍航空機事故の防止を図るために協議を行うべきです。



VI 米軍航空機墜落事故への対応

改定の提言

- 1 施設・区域外において米軍航空機の墜落事故が発生した場合、日本国の当局が墜落現場の統制を行い、航空機、部品等に対する搜索、差押え又は検証を行う権限を有することを地位協定に明記すること。
- 2 施設・区域外における米軍航空機事故については、日本と米軍が共同で調査を行い、その結果を公表すべきこと及び米軍は日本からの事故原因調査に関する情報開示請求に応じる義務を負うことを地位協定に明記すること。
- 3 施設・区域外であっても米軍の財産については米軍が同意しない限り搜索・差押の権限行使しないとする地位協定17条10項（a）（b）に関する合意議事録2項を廃止すること。
- 4 現場への立入りについて米側の同意を必要とし、米国が事故機体等を管理するとする「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設及び区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」を改定すること。

【現行規定】

地位協定17条10項（b）は、施設・区域外での米軍による警察権行使について、日本当局との連絡の下に行うこと、米軍の秩序・規律維持のために必要な範囲に限ることを定めています。

同条6項（a）は、犯罪捜査と証拠の収集は日米間の「相互援助」によると定めています。

【問題の所在】

1 関連合意の規定

（1）合意議事録

地位協定の規定にもかかわらず、日米地位協定17条10項（a）（b）に関する合意議事録2項は、施設・区域外であっても、米軍の財産については、米軍が同意しない限り日本は搜索・差押えの権限行使しないことを合意しています。

（2）合同委員会合意

「刑事裁判管轄権に関する合意事項」は、米軍基地外で米軍機墜落事故が起きた場合、米軍は、事

前の承認なくして公有地・私有地に立ち入ることができます。

また、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設及び区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」は、施設・区域外における米軍航空機事故現場の立入規制の方法として、立入り自体を原則として禁止する「内周規制線」、見物人等の安全確保等の目的で設定される「外周規制線」があるとし、後者の管理は日本が行い、前者には日米共同で人員が配置され、規制線内への立入りは日米双方の責任者の相互の同意によって行うとしています。

「米軍航空機の事故調査報告書の公表について」では、米軍航空機事故が発生した場合、日本政府が合同委員会を通じて要請を行うときは、米国政府は、事故調査報告書の公表可能な写しを提供でき、提供は原則として日本側の要請から6か月以内になされるものとするが、6か月以内に報告書を準備できない場合は、3か月ごとに調査終了見込み日を通知すれば足りるとしています。

2 米軍航空機事故の対応の実状

- (1) 2004年8月に沖縄県宜野湾市で発生した沖縄国際大学へのヘリコプター墜落事故では、米軍は沖縄県警の現場検証を拒否し、事故現場を封鎖した後、一方的に機体を撤去し、米軍からは乗員の氏名すら知らされませんでした。かかる米軍の行動は、地位協定17条10項（b）、6項（a）に反します。
- (2) 2016年12月に発生した沖縄県名護市安部の米軍オスプレイ墜落事故では、海上保安庁が現場検証を行ったのは、米軍が既に墜落機体を撤去した後でした。日本の要請にもかかわらず、米軍は、機長の氏名等の情報を提供しませんでした。

3 他国的地位協定の規定及び運用

- (1) N A T O事故処理のための標準化協定は、自国領域内における他のN A T O諸国航空機による事故及び他のN A T O諸国における自国航空機の事故を調査する権利を認めています。
- (2) ドイツでは、事故現場の規制はドイツが行います。また、ドイツ側も米軍と共同で調査を行い、調査状況は地元首長にも伝えられます。
- (3) イタリアでは、イタリア当局が、フライトレコーダーなどの証拠品を押収します。
- (4) イギリスでは、2014年の米軍ヘリ墜落事故の際、地元警察が現場に規制線を張り、イギリス側が主導して現場検証を行い、現場検証終了後、米軍が機体を回収しました。



<2016年12月 沖縄県名護市安部沿岸にオスプレイが墜落>
赤嶺政賢衆議院議員事務所提供

【改定提言の理由】

1 施設・区域外の事故現場の統制権限は日本にあることの徹底

米軍航空機の施設・区域外における事故においては、領域主権の原則に基づき、日本の当局に事故現場の統制権限があることを改めて確認する必要があります。

施設・区域外で米軍機墜落事故が発生した場合、日本の当局が、現場の統制を行い、航空機、部品等に対する搜索、差押え又は検証を行う権限があることを地位協定上も明確にすべきです。

地位協定17条10項（a）（b）に関する合意議事録2項で、日本は、米軍が同意しない限り搜索・差押の権限を行使しないことを合意していますが、このような合意は、地位協定17条10項の規定を米軍側に有利に変更し、日本の主権を制約するものですから、廃止すべきです。

同様に、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設及び区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」も、施設・区域外での米軍の警察権行使について、米軍の秩序・規律権維持のために必要な範囲に限ることとする等の改定が必要です。

2 事故の共同調査と米軍からの情報開示

航空機墜落事故や航空機部品落下事故は、空域下の市民に対し、深刻な人命への危険をもたらすものですから、公正な機関により事故原因を究明した上で、再発防止の措置が採られなければなりません。少なくとも施設・区域外における米軍航空機墜落事故等については、日本政府の所管機関と米軍が共同で調査を行うことを原則とし、日本側からの事故情報開示請求権及びこれに対応する米側の迅速な応諾義務のあることを地位協定に明記すべきです。

また、日本は、米軍から提供を受けた情報を市民に対して公表すべきです。

VII 刑事責任

改定の提言

- 1 米軍構成員・軍属（以下「米兵等」という。）が公務外で犯罪を犯したときには、米兵等が米軍基地内にいるときでも、起訴前に日本国の当局が身体拘束できることを地位協定に明記すること。
- 2 犯罪が米軍の「公務執行中」に行われたか否かの認定について、日本国の大蔵省検査機関及び裁判所があらゆる証拠に基づいて総合的に判断できることを明確にすること。
- 3 「公務執行中」でない、出勤途中・帰宅途中の米兵等の犯罪行為は公務外と取り扱うこと。よって、これを「公務中」とする日米合同委員会合意や法務省通達は破棄されるべきこと。
- 4 米軍属が犯した犯罪については、合衆国連邦最高裁判決によれば、平時に軍属を軍法会議にかけることは憲法違反とされているため、公務執行中であっても、米国ではなく日本国が裁判権を有するものとすること。
- 5 日本側に第一次裁判権があっても、日本国にとって著しく重要と考えられる犯罪についてのみ裁判権を行使するとの日米合意（密約）及び法務省通達を破棄して、日本国が米兵等に対する刑事裁判手続を行うようにすること。

【現行規定】

- 1 米軍構成員であろうと軍属であろうと米兵等の「公務執行中の作為又は不作為から生ずる犯罪」は、米軍が第一次裁判権を持つとされており（地位協定17条3項（a）（ii））、これに対して公務外の米兵等の犯罪は、日本側が第一次裁判権を持つとされています（同項（b））。
- 2 第一次裁判権の所在を判断するための「公務執行中」（地位協定17条3項（a）（ii））の認定は、米軍による「公務証明書」をもって十分な証拠資料になるとされています（合意議事録、合意事項43）。
- 3 米兵等の出勤や帰宅途中の犯罪行為は、「公務執行中」になされたとみなされています（1956年3月28日付け日米合同委員会合意、同年4月11日付け法務省通達）。
- 4 日本側に第一次裁判権がある公務外の米兵等の犯罪であっても、1953年10月28日付けの日米合意（密

約）において、日本国にとって著しく重要と考えられる事例以外は、第一次裁判権を行使するつもりがないとされており、同年10月7日付けの法務省通達においても同様の意思が表明されています。

- 5 地位協定上は、公務外の米兵等の犯罪であっても、その米兵等が米軍基地内にいるときは、その身体は、起訴されるまで日本側に移されません（地位協定17条5項（c））。

【問題の所在】

地位協定やその運用では、公務執行中に行われた犯罪（例えば、訓練中の米兵による日本人の狙撃や誤射、交通事故による死傷など）については第一次裁判権が米国にあり、公務外に行われた犯罪（例えば、非裔米兵による強盗・強姦・殺人事件、交通事故による死傷など）は日本側に第一次裁判権があります。

しかし、身柄確保の問題や公務執行中か否かの認定

の問題、日本側に第一次裁判権がある犯罪について起訴するための強制捜査に制約がある、など刑事的な特権が米兵等に認められています。しかし、これらの特権は、米軍の駐留目的の実現のため合理的な必要があるものとは言えません。犯罪について適正に処罰手続を進めることは、日本の主権発動としての刑罰権の行使にかかわることであることはもちろん、犯罪被害者の人権保障の問題でもあり、犯罪を抑止するためにも必要なことです。米兵等に対するこれらの特権をなくして、日本国が通常の刑事事件と同様に捜査や裁判の手続を行うべきです。

【改定提言の理由】

- 1 1995年の沖縄での少女暴行事件では、地位協定上、日本側に第一次裁判権がありましたが、米軍基地内にいる米兵等の身体を日本側が拘束できず、結局被疑者である軍人の身柄は起訴されるまで日本側に移されなかっただため、世論の批判が高まりました。その後、同年になされた新たな合同委員会合意により運用改善がなされました。その合意によても米国側の「好意的な考慮」が払われるにとどまります。公務外の全ての犯罪について、日本側が起訴前の身体拘束ができるように地位協定に明記すべきです。
- 2 現在、公務執行中の犯罪か否か明確でない場合、米軍の部隊指揮官から公務証明書が出されると、日本国の大統領は、十分な捜査をすることなく「公務執行中」と認定して日本側の一次裁判権を手放しています。しかし、これでは米軍による恣意的な判断の可能性を排除できません。米軍による公務証明は一つの資料として重要な判断材料になるであろうことはもちろんですが、日本国の大統領や裁判所があらゆる証拠に基づいて総合的に判断できることを明確にすべきです。
- 3 地位協定17条3項(a)(ii)の「公務執行中」の

文言には、出勤途中や帰宅途中が含まれないことは明白です。出勤途中や帰宅途中の米兵等の犯罪は公務外として日本国が米兵等に対する裁判権を行使すべきです。

- 4 1960年の合衆国連邦最高裁判決によれば、平時には軍属を軍事裁判に付することは憲法違反とされており、法務省の統計によれば、2006年9月から2010年にかけて軍属が公務中に起こした犯罪62件につき（日本側は不起訴処分）、米軍の軍事裁判にかけられたものは1件もありませんでした（懲戒処分が35件、処分なし27件）。よって、公務中の米軍属による犯罪に対しては、米軍が軍事裁判に付することができないのですから、適正な処罰を行うべく日本側が裁判権を行使できるようにすべきです。
- 5 1953年の行政協定17条の改定交渉の裏側で、同年10月28日、日本側の裁判権を事実上放棄する日米合意（密約）がなされていました。このような日米合意（密約）やこれを先取りした同年10月17日付け法務省通達を直ちに破棄して、日本国が米兵等に対して適正な刑事裁判権行使を行うべきです。

VIII 民事責任

改定の提言

- 1 米軍構成員・軍属（以下「米兵等」という。）、米兵等の家族による不法行為について、日本政府が被害者に対して損害賠償（被害補償）をする仕組みを作ること。
- 2 公務中の米兵等による不法行為に基づく損害賠償の費用の日米間の負担割合について、米国のみに責任があるときには、米国が損害賠償金全額を負担し、両国に責任があるときは、各責任割合に応じて負担するよう、地位協定を改定すること。
- 3 ① 被害者が民事訴訟を起こすために必要となる、加害者である米兵等やその家族の特定について、米軍の協力義務を地位協定に明記すること。
② 被害者が提起した民事訴訟における立証のため、証拠収集に対する米軍の協力義務及び米軍が協力を拒否する場合の拒否理由の説明義務を地位協定に明記し、裁判所がその正当性を判断できることにすること。
③ 米兵等に支払われる給与に対して裁判所が差押えをできる旨地位協定に明記すること。
- 4 米軍による不法行為に対し、被害者が日本の裁判所で米国政府を相手として訴訟を提起できること。

【現行規定】

- 1 米兵等による不法行為について、公務中の場合は地位協定18条5項により日本国が国家賠償法により賠償することが定められていますが、公務外の損害賠償（被害補償）については、米国が支払う見舞金で対処されるにすぎません（地位協定18条6項）。さらに米兵等の家族の不法行為については、地位協定に見舞金の規定すらありません（個人の問題として放置されたままです。）。
- 2 公務中の米兵等による不法行為について日本政府が被害者に対し損害賠償を行ったときは、これに続いて日本が米国に求償することになります。この日米間の負担割合は、米国のみに責任がある場合には米国が75%、日本国が25%を負担し、両国に責任がある場合には均等に負担するとされています（地位協定18条5項）。

- 3 ①不法行為の被害者が米兵等やその家族を相手として民事訴訟を提起する場合、氏名、地位等の加害者の特定につき米軍の協力義務を定めた規定はありません。
②地位協定18条9項（c）で日米当局間の証拠入手の協力義務が規定されているものの、民事訴訟において米軍が証拠を開示しない範囲が広く認められています（最高裁事務総局資料）。
③米兵等に支払われる給与に対し裁判所が差押えをできる旨の規定はありません。
- 4 米軍による不法行為について、日本の裁判所で合衆国政府を相手として訴訟を起こせる旨の規定はありません。

【問題の所在】

- 1 米兵等により生じさせられる被害は、日本政府が

米軍を駐留させているという構造的なものに根ざしているものであり、日本当局や市民は米軍基地に立ち入ることはできず、在留する米兵等の情報も持ちはない上、米兵等は一時的な滞在しか予定されていないのですから、被害者の現実的な救済は图れません。

また、交通事故や子どもの養育費の請求等の民事紛争においても、法的手続を遂行することに困難が伴います。

【改定提言の理由】

1 米兵等による犯罪（不法行為）は、公務外での不法行為についても日本政府が損害賠償（被害補償）を行うべきです。損害賠償（被害補償）を、米兵等が公務中であったか、公務外であったかによって区別することに合理的な理由はありません。

米兵等の家族による不法行為による被害については、地位協定に規定がなくとも、米軍を駐留させている日本政府が損害賠償（被害補償）を行うべきです。

2 損害賠償の費用の負担割合は、両国の責任度合いに応じて決めるのが対等平等の国家として当然の関係ですから、そのように改められるべきです。

なお、報道によれば²、2021年4月現在、全国の米軍基地の航空機騒音訴訟で日本政府が判決に基づきこれまで支払った額は約706億円に及んでいますが、これに対し米国が地位協定に基づく負担分を日本政府に支払ったことは全くない実情にあり、地位協定改定以前の問題として米国政府が地位協定を守ることが求められています。

3 米兵等が交通事故の加害者となることもありますが、米兵等を相手取った訴訟では、訴訟書類の送達に米軍の協力が得られないため訴訟を進めることができなかったり、給与差押えを拒否されたりしてい

ます。また、養育費の取立てなどにも困難を来しています。権利の救済を図るため、米兵等やその家族を相手とする民事訴訟の提起・立証・執行手続を実効性あるものにすべきです。加害者の情報や証拠収集に対する米軍の協力義務を地位協定に明記し、更に米軍が協力を拒否した場合、米軍に拒否理由の説明義務を課し、裁判所がその正当性を判断できるようにすべきです。日本に駐留する米兵等は日本に財産を所有していないので、被害者救済の実効性を高めるため、米兵等の給与を差し押えられるようにすべきです。

4 米軍基地の航空機騒音訴訟において、日本の裁判所は、日本政府に対して過去の損害賠償の支払を命じてきたものの、米軍は「日本の支配の及ばない第三者」であるとして飛行の差止めはできないとしています。裁判所で米軍機の飛行による騒音が法的に違法だと断罪されていながら米軍機の飛行自体の差止めが認められないため、根本的な解決に至らず、米軍基地の周辺住民は何度も訴訟を起こさざるを得ない状況に追い込まれています。

米軍基地に起因する深刻な被害を防止するためには、日本政府から基地の提供を受け、その運用を行っている米国政府を直接相手として訴訟を行うほかに有効な被害救済手段はありません。そのためにも地位協定の改定は不可欠だと考えられます。



＜神奈川県厚木基地に次々と着陸するオスプレイ＞

爆音訴訟調査研究センター提供

² 2021年4月30日付け沖縄タイムスより

IX 日米合同委員会

改定の提言

- 1 日米合同委員会の権限は、地位協定及び日本の国内法の範囲内において日米間で実務的な協議をし、実施細則を決定することに限られる旨を地位協定に明記すること。
- 2 日米合同委員会における合意は原則公開とし、国民の権利に影響を及ぼし得る事項について公開原則を徹底すること。例外的に非公開とする場合でも、合意後一定期間経過後は必ず公開すること。日米合同委員会における過去の合意内容についても前述と同様に公開すること。

【現行規定】

地位協定25条1項は、地位協定の実施に関する協議機関として日米合同委員会を設置すると規定し、特に米国が使用する日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として任務を行うと定めています。

【問題の所在】

1 日本の主権や国民の安全を脅かす合意

日米合同委員会は、地位協定で合意された内容を実施する際に必要となる事項（特に米国が使用する施設及び区域の決定）に関して協議をする機関に過ぎません。

しかし、実際には、地位協定で合意されていない事項を協議し、かつ、日本の主権や国民の安全を脅かす合意までしています。日米合同委員会での合意により、日本や日本国民は様々な不利益を被っています。例えば、①横田空域や岩国空域では米軍が進入管制を行っているため、日本の民間航空機の運航が排除されてしまっています（「V 米軍航空機の運航と航空交通」）。また、②1999年1月14日に公表された低空飛行訓練合意によれば、米軍機の飛行について具体的な基準は定められておらず、米軍の判断で自由に低空飛行訓練ルートを設定することができるとされています。その他、③施設・区域外で米軍機

が事故を起こした場合でも、日本の捜査関係者は米軍の同意なしでは事故現場に立ち入ることができないこととされています（「VI 米軍航空機墜落事故への対応」）。それ以外にも、④1953年には米軍被疑者の身柄を米軍側に引き渡す旨が合意され（身柄引渡し密約）、⑤同年、米軍関係者の犯罪のうち日本にとって実質的に重要な事件以外は日本は第一次裁判権を行使しない旨が合意されています（「VII 刑事責任」）。

2 公開されない合意内容

日米合同委員会の協議は、非公開で実施され、そこで合意された事項も原則として公開されることがありません。つまり、密室で、日本の主権や国民の権利を制限する合意がされています。当然ながら国会で議論されることもありません（そのため、国會議員であっても日米合同委員会の協議内容や合意内容を知ることはできません。）。日米合同委員会が自ら公表するか、ジャーナリストの取材等によって明らかになる以外に、私たちが日米合同委員会の合意事項を知ることはできないのです。

【改定提言の理由】

- 1 日米合同委員会を地位協定が定める本来の位置付けに戻すこと

外交は、国会の民主的統制の下、内閣によって行われなければなりません。また、立法府ではない日米合同委員会が地位協定を逸脱した解釈・運用を決定することは、法治主義（憲法41条）、権力分立に反します。日米合同委員会の決定事項が憲法の特定の条項に違反する内容を有していた場合、裁判所の法令審査権（憲法81条）も無力化してしまいます。

そこで、日米合同委員会は、地位協定上の本来の姿である「協議機関」としての位置付けに戻すべきです。そのために、日米合同委員会の権限は、地位協定及び日本の国内法の範囲内において日米間で実務

的な協議をし、実施細則を決定することに限られる旨を地位協定に明記する必要があります。

2 民主的統制を及ぼすこと

国民主権を実現するためには、広く国民に対して情報が公開され、それに基づき国民が判断できる制度が整っていることが必要となります。

日米合同委員会合意によって地位協定を超える過度な利益が米軍に与えられていないか、日本国民の生命、身体及び財産が不当に制限されていないかを検証し、国民主権を実現するためにも、日米合同委員会の合意は原則として公開される必要があります。

コラム 沖縄における米軍人等による性犯罪被害

性犯罪は、被害者的人格、尊厳を侵害し、その後の人生に大きな影響を与える犯罪である。それに加え、沖縄における米軍人等による性犯罪被害者の苦しみは重くかつ複雑に絡みあっている。

沖縄で日本国内の住民居住地域で唯一の地上戦が行われたという歴史的被害、日本における約70%の米軍専用施設・区域が未だ沖縄に存在し続けている現状、そして、日米地位協定が、これら犯罪に影を落としているのである。

地位協定17条5項(c)により、米軍人等が犯罪を行っても、米軍基地内にいるときは、起訴後でなければ日本側は身柄の引き渡しを受けられない。その結果、沖縄の警察は過去、いくつもの捜査の限界を経験してきた。

そのため警察は、ある性犯罪事件では、過去の苦い経験から、被疑者へのアプローチが困難なことを穴埋めしながら早期に証拠を収集しようとする余り、被害者本人のみならず、友人家族への過剰ともいえる事情聴取を続けることもあった。また、この事例では、かかる捜査手法に加え、米軍基地があるがゆえの県民の苦しみを象徴するこのような犯罪を告発しようとする報道機関による大々的な報道も重なり、自宅での生活にも支障が生じるようになった。その被害者は、友人や近所に迷惑をかけ続けることに悩み、また自身が特定されることを恐れ、不本意ながら告訴を取り下げることになったのである。

沖縄では、普天間基地返還合意のきっかけとなった1995年の少女暴行事件以降も、このような被害を繰り返させまいと、幾度も県民集会が開かれてきた。それでも同様の性犯罪は根絶されず、新たな被害者が生み出されてきているのだ。

現在では、報道機関の取材は被害者の意向を考慮するようになってきた。しかし、身柄確保ができないがための捜査の困難性は、地位協定の改定をしなければ改善できない問題である。

■ 日米地位協定に関する主なできごと

年	関連する主なできごと	関連情勢など
1945年	3月 沖縄戦開始。米軍、沖縄の民有地囲い込み、基地建設。 8月15日 アジア・太平洋戦争終結。	
1949年	米、沖縄の基地拡充を決定。本土でも旧日本軍基地の接収へ。 12月 米、琉球列島国民政府を設置。	1949年10月 中華人民共和国成立 1950年6月 朝鮮戦争勃発
1952年	4月28日 日本国との平和条約発効。沖縄は米国の施政下に置かれる。 同日、日米安保条約と日米行政協定発効。本土の施設・区域の提供。	
1953年	4月 沖縄で土地収用令発布。「銃剣とブルドーザー」の強制接収へ。 日米合同委員会刑事裁判管轄権分科委員会の合意事項。	1953年7月 朝鮮休戦協定 1954年7月 防衛庁・自衛隊発足
1955年	立川基地拡張に対し、砂川闘争開始。この前後、本土の反基地闘争。 9月 沖縄で6歳の少女の暴行・殺害事件	
1956年	6月のプライス勧告を契機に、沖縄で島ぐるみ闘争へ発展(～58年)。	
1957年	1月 ジラード事件(群馬県相馬が原演習場で米兵が住民を射殺)	
1959年	6月 沖縄で宮森小学校ジェット機墜落事故(17人死亡、210人負傷)	
1960年	6月23日 新日米安保条約と日米地位協定発効。	
1964年	4月 東京都町田市に米軍ジェット機が墜落(4人死亡、32人負傷) 9月 神奈川県大和市に米軍ジェット機が墜落(5人死亡、3人負傷)	1964年8月 ベトナム北爆開始
1970年	5月 沖縄で女子高生が襲われた事件 12月コザ暴動	
1972年	5月15日 沖縄返還協定発効。沖縄の基地の地位協定による提供。	
1973年	10月 空母ミッドウェーが横須賀を母港化。	
1976年	横田基地航空機騒音訴訟提訴。厚木基地航空機騒音訴訟提訴。 10月 日弁連人権擁護大会「日米地位協定の改正に関する決議」	
1977年	9月 横浜市緑区に米軍ジェット機が墜落(幼児2人死亡、7人負傷)。	
		1989年12月 冷戦終結
1993年	2月25日 横田基地・厚木基地最高裁判決(第三者行為論等)	1991年1月 湾岸戦争勃発
1994年	10月 高知県の早明浦ダムに低空飛行訓練中の米軍ジェット機が墜落。	
1995年	9月 沖縄で米兵3人による小学6年少女暴行事件。身柄引き渡さず。 10月 沖縄県民総決起集会。85,000人参加。 11月 沖縄県知事「日米地位協定見直しに関する要請」	
1996年	4月 日米安保共同宣言(安保再定義) 12月 S A C O最終報告(普天間基地返還等)	
1999年	12月 名護市辺野古に普天間代替基地設置を閣議決定。	

年	関連する主なできごと	関連情勢など
2000年	9月 環境原則に関する日米共同発表（J E G Sの環境管理基準）	
2002年	4月12日 横田基地最高裁判決（対米訴訟で主権免除による却下） 8月 日弁連理事会「日米地位協定の改定を求める決議」	2001年9月 米で同時多発テロ
2003年	11月 沖縄県「日米地位協定の抜本的見直し要請」 12月 沖縄弁護士会「日米地位協定改正案」	2003年3月 イラク戦争開始
2004年	8月 沖縄国際大学構内に米軍ヘリが墜落。	
2006年	1月 横須賀市内路上で女性に対する強盗殺人事件 5月 日米同盟再編実施のためのロードマップに合意。	2006年12月 防衛庁から防衛省へ
2008年	3月 日米地位協定改正案を3党合意（民主党、社民党、国民新党）。 10月 広島で海兵隊員4人による女性暴行事件	
2009年	1月 自衛隊駐留のためジブチ地位協定締結	
2011年	1月 沖縄で軍属の自動車運転過失致死事件。検察審査会起訴相当へ。	
2012年	10月 MV 22オスプレイ12機を普天間基地に配備。	
2013年	12月 沖縄県知事、普天間代替基地辺野古の公有水面埋立を承認。	2013年12月 特定秘密保護法。国家安全保障戦略
2014年	2月 日弁連「日米地位協定に関する意見書」	
2015年	9月 日米地位協定の環境補足協定締結	2015年9月 安保法制成立
2016年	12月 沖縄県名護市安部海岸にMV 22オスプレイ墜落	
2017年	1月 日米地位協定の軍属補足協定締結 12月 沖縄県宜野湾市の保育園と小学校に大型ヘリ CH53Eの部品、窓枠落下。	
2018年	7月 全国知事会「米軍基地負担に関する提言」	
2019年	2月 辺野古新基地建設についての沖縄県民投票で反対多数 4月 沖縄県「他国地位協定調査報告書（欧州編）」公表	
2020年	11月 全国知事会「米軍基地負担に関する提言」	
2022年	1月 日豪円滑化協定締結 3月 日弁連 検疫に関して地位協定の改定等を求める意見書 8月 日弁連「日米地位協定の改定とこれを運用する制度の改善を求める意見書」	2022年12月 敵基地攻撃能力を盛り込む安保関連3文書閣議決定

日米地位協定の要旨と日弁連の改定提言（パンフレット）との対照表

日米地位協定（要旨）	パンフレットの改定提言
<p>※参考</p> <p>16条（日本法令の尊重義務） 日本国における米軍構成員・軍属・家族の日本国法令尊重、政治的活動等を慎む義務。</p>	<p>1 米軍等への日本法令の適用と基地管理権 1 米軍及び軍人・軍属・家族に対し、その組織等の内部事項、及び条約や日本の法令に定めがある場合以外は、施設・区域の内外を問わず、日本の法令が適用され、遵守が義務付けられることを明記すべきこと。</p> <p>1 米軍等への日本法令の適用と基地管理権 2 日本国・地方自治体の当局は、日本の法令の適用の確保等、その公務の遂行に必要な場合、事前に通知し、緊急な場合には事後の通知により、施設・区域内に立ち入り、調査し、必要な措置を執ることができるものとすること。</p> <p>5 米軍航空機の運航と航空交通 4 航空特例法を改正し、少なくとも最低安全高度の遵守、曲技飛行の禁止等、安全性確保のための最低限の規制は、米軍航空機に対しても及ぼすべきです。</p>
<p>2条（施設・区域の提供と返還）</p> <p>1(a) 合衆国は、安保条約6条に基づき、日本国内の施設・区域の使用を許与される。個別の施設・区域に関する協定は、合同委員会を通じて両国政府が締結する。</p> <p>(b) 行政協定終了時の施設・区域は地位協定による施設・区域とみなす。</p> <p>2 両国政府は、一方の要請があるときは、上記協定を再検討しなければならない。</p> <p>3 施設・区域は、必要でなくなったときは、いつでも日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設・区域の必要性を返還を目的としてたえず検討する。</p> <p>4(a) 米軍が施設・区域を一時的に使用していないときは、日本は、合同委員会合意により、臨時にこれを使用することができる。</p> <p>(b) 米軍が一定の期間を限って使用する施設・区域については、合同委員会は適用がある地位協定の規程の範囲を1項の協定に明記する。</p>	<p>2 施設・区域の提供と返還 1 施設・区域の提供協定には、その範囲、使用目的、使用期間、使用条件等の提供条件を具体的に明記すること。 そして、その使用期間ごとにこれら提供条件を記載した使用計画書を米国から提出させて、関係自治体・住民等の意見を聴取・尊重し、提供の可否・条件等を決定すること。 また、提供協定及び使用計画書は公表すること。 新たな施設・区域の提供には国会の承認を必要とすること。</p> <p>2 施設・区域の提供と返還 2 施設・区域は、使用期間の満了、使用目的の終了等により速やかに返還されなければならないらず、また、日本側の利益や必要のためにも返還請求をできるものとすること。</p> <p>5 米軍航空機の運航と航空交通 1 2条の「施設及び区域」に「空域」が含まれないことを明記するべきです。</p> <p>5 米軍航空機の運航と航空交通 2 現在告示されている米軍訓練空域のうち、米軍に提供した施設・区域の上空部分以外の空域は、日米地位協定2条に基づいて使用を許すことができないものであることを明確にし、これに関連する日米合意を見直し、告示を撤回するべきです。</p>
<p>3条（施設・区域に関する合衆国の権利）</p> <p>1 合衆国は、施設・区域内において、設定・運営・警護・管理のために必要な全ての措置を執ることができる。 日本政府は、米軍の要請により、施設・区域への出入の便を図るため、隣接・近傍において、関係法令の範囲内で必要な措置を執る。</p> <p>2 前項の措置は、日本国との交通・通信等を不必要に妨げる方法を執らない。</p> <p>3 米軍の施設・区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならない。</p>	<p>3 環境問題の対応 以下の内容を地位協定に明記すべきです。</p> <p>① 米軍の活動には日本の国内法（特に環境法）が適用されること ② 環境汚染事故が発生した時は、米側から日本側へ即時に通報すべき義務があり、日本側は立入調査であること。また米側は汚染浄化義務を負うこと ③ 新たに基地を建設する時は米側は環境評価を行うとともに、基地完成後も環境への影響について日本側が定期的に監視できる仕組みを作ること ④ 基地ごとに関係自治体及び住民代表を含む地域協議委員会を設置して、基地の運用について定期的に協議できるようにした上で、米軍はその協議結果を尊重すべきこと</p>
<p>5条（公の船舶・航空機の出入国、施設区域への立入権）</p> <p>1 合衆国によって合衆国そのための公の目的で運航される船舶・航空機は、入港料・着陸料を課されず、日本の港・飛行場に入出することができる。</p> <p>2 前項の船舶・航空機、合衆国政府所有車両及び米軍構成員・軍属・家族は、米軍が使用する施設・区域に入出し、施設・区域の間を移動し、及びこれらと日本の港・飛行場との間を移動することができる。米軍用車両の出入・移動には道路使用料等の課徴金を課さない。</p> <p>3 1項の船舶が日本の港に入港する場合、適当な通告をする。強制水先免除外等。</p>	<p>5 米軍航空機の運航と航空交通 3 米軍による演習・訓練は、原則として施設・区域外では禁じられる旨を地位協定に明記するとともに、米軍が訓練のために日本の空域を使用するには、使用範囲・使用時間帯を明確にした上で、事前に日本政府の許可を受ける旨を規定するべきです。 政府は、米軍に対し、空域の使用を許可した時は、米軍に空域使用の日時、範囲を市民に公表するべきです。</p> <p>5 米軍航空機の運航と航空交通 6 政府は、 ① 米軍航空機の運航状況を検証し、深夜・早朝の飛行についてはその理由を米軍に照会したうえで、これら結果を、定期的に市民に公表するべきです。 ② また、米軍が例外的に深夜・早朝に航空機を運航するときは、米軍から事前に個別の運航情報の提供を受ける仕組みをもうけ、提供された情報を直ちに関係地方公共団体に通知するべきです。</p>
<p>6条（航空・通信体系の協調）</p> <p>1 非軍用・軍用すべての航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図り、集団安全保障の利益と整合すること。</p> <p>2 米軍が使用する施設・区域及びその隣接・近傍の航空補助施設・航空保安施設の日本国様式への適合。</p>	<p>5 米軍航空機の運航と航空交通 4 米軍は地位協定2条により提供された施設及び区域である飛行場の飛行場管制のみを行い、それ以外の航空交通管制業務は日本政府が行うことを、地位協定6条に明記し、速やかに、横田空域及び岩国空域の進入管制権限の返還を受けるべきです。</p>

日米地位協定（要旨）	パンフレットの改定提言
<p>17条（刑事裁判権）</p> <p>1 この条の規定に従い、 (a) 米軍当局は、軍法に服する者に対する刑事・懲戒の裁判権を有する。 (b) 日本国当局は、米軍構成員・軍属（以下「米兵等」という。）・その家族に対する刑事裁判権を有する。</p> <p>2 米軍又は日本が処罰できないものについての他方の専属的裁判権。</p> <p>3 裁判権が競合する場合、 (a) 米軍は、次の罪につき第一次裁判権 (i) 専ら合衆国の財産・安全、米兵等・その家族の身体・財産のみに対する罪 (ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪 (b) 日本は、その他の罪につき第一次裁判権 (c) 第1次裁判権を行使しないときの他方への通告。他方の当局からの第一次裁判権放棄の要請に対する好意的考慮。</p> <p>4 前諸項は、米軍の日本国民等に対する裁判権の保有を意味しない。</p> <p>5 (a) 日米当局は、米兵等・その家族の逮捕・引渡しについて、相互に援助。 (b) 日本は、米兵等・その家族の逮捕を米軍に速やかに通告。 (c) 「日本国が裁判権を行使すべき米兵等の被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行うものとする。」</p> <p>6 (a) 日米当局は、犯罪についての必要な検査の実施、証拠の収集・提出（犯罪に関連する物件の押収・引渡しを含む。）について、相互に援助。 (b) 日米当局は、裁判権が競合するすべての事件の処理を、相互に通告。</p> <p>7 (a) 日本が死刑を規定していない場合の、米軍の日本国内での死刑執行禁止。 (b) 米軍の自由刑の執行について、援助の要請に対する好意的考慮。</p> <p>8 同一の犯罪についての日米による二重処罰の禁止。ただし、米軍の軍紀違反の裁判を妨げない。</p> <p>9 米兵等・その家族についての、日本による公訴提起の場合の権利。 (a) 迅速な裁判、(b) 公判前の訴因の通知、(c) 不利な証人との対決、(d) 強制的手段での証人の要求、(e) 弁護人選任権、(f) 有能な通訳、(g) 合衆国代表者との連絡・立会い。</p> <p>10 (a) 米軍の施設・区域内での軍事警察権。秩序・安全維持のためすべての適当な措置を執れる。 (b) 施設・区域の外部での軍事警察行使の日本との連絡、その限度。</p> <p>11 安保条約5条の規定が適用される敵対行為が生じた場合の、60日前の予告による本条各項の適用停止。代替規定の協議。</p> <p>12 本条の規定の効力の不適及と行政協定の適用。</p>	<p>8 刑事責任</p> <p>1 米軍構成員・軍属（以下「米兵等」という。）が公務外で犯罪を犯したときは、米兵等が米軍基地内にいるときでも、起訴前に日本国の当局が身体拘束できるようにすること。</p> <p>8 刑事責任</p> <p>2 犯罪が「公務執行中」行われたか否かの認定について、日本国捜査機関及び裁判所があらゆる証拠に基づいて総合的に判断できることを明確にすること。</p> <p>8 刑事責任</p> <p>3 「公務執行中」でない、出勤途中・帰宅途中の米兵等の犯罪行為は公務外と取り扱うこと。よって、これを「公務中」とする日米合同委員会合意や法務省通達は破棄されるべきこと。</p> <p>8 刑事責任</p> <p>4 米軍族が犯した犯罪については、合衆国連邦最高裁判決によれば、平時に軍属を軍法会議にかけることは憲法違反とされているため、公務執行中であっても、米国ではなく日本国が裁判権を有するものとすること。</p> <p>8 刑事責任</p> <p>5 日本側に第一次裁判権があっても、日本国にとって著しく重要と考えられる犯罪についてのみ裁判権行使するとの日米合意（密約）及び法務省通達を破棄して、日本国が米兵等に対する刑事裁判手続を行うようにすること。</p> <p>6 米軍航空機墜落事故への対応</p> <p>1 施設・区域外での米軍機の墜落事故が発生した場合、日本国当局が墜落現場の統制を行い、航空機・部品等に対する捜索、差押え又は検証を行う権限を地位協定に明記するべきです。</p> <p>6 米軍航空機墜落事故への対応</p> <p>2 施設・区域外で米軍の財産については米軍が同意しない限り捜索・差押の権限を使わないとする日米地位協定17条10項（a）（b）に関する合意議事録2項を廃止するべきです。</p> <p>6 米軍航空機墜落事故への対応</p> <p>3 現場への立入りについて米側の同意を必要とし、米国が事故機体等を管理するとする「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設及び区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」は、改定されるべきです。</p> <p>6 米軍航空機墜落事故への対応</p> <p>4 施設・区域外における米軍航空機事故については、日本と米軍が共同で調査を行い、その結果を公表すべきこと、及び、米軍は日本からの事故原因調査に関する情報開示請求に応じる義務を負うことを明記するべきです。</p> <p>7 民事責任</p> <p>1 米軍構成員・軍属（以下「米兵等」という。）、米兵等の家族による不法行為について、日本政府が被害者に対して損害賠償（被害補償）をすること。</p> <p>7 民事責任</p> <p>2 公務中の米兵等による不法行為に基づく損害賠償の費用の日米間の負担割合について、米国のみに責任があるときは、米国が損害賠償金全額を負担し、両国に責任があるときは、各責任割合に応じて負担すること。</p> <p>7 民事責任</p> <p>3 ① 被害者が民事訴訟を起こすために必要な加害者である米兵等やその家族の特定について、米軍の協力義務を明記すること。 ② 被害者が起こした民事訴訟における立証のため、証拠収集に対する米軍の協力義務を明記し、米軍が協力を拒否した場合、米軍に拒否理由の説明義務を課し、裁判所がその正当性を判断できるようにすること。 ③ 米兵等に支払われる給与に対して裁判所が差押えをすることができる旨明記すること。</p> <p>7 民事責任</p> <p>4 米軍による不法行為に対し、被害者が日本の裁判所で米国政府を相手として訴訟を起こせるようにすること。</p>
<p>18条（民事責任）</p> <p>1 自国の防衛隊の財産に対する損害について、他方当事国の公務執行中等に生じた場合等の請求権の放棄。</p> <p>2 その他の財産に対し、1のような場合に生じた損害についての仲裁手続。</p> <p>3 1及び2の対象に当事国の裸用船等を含むこと。</p> <p>4 各当事国は、自国防衛隊構成員が公務執行中に被った死傷について、他方当事国に対する請求権を放棄する。</p> <p>5 公務執行中の軍人等の作為・不作為、又は米軍が法律上責任を有するその他の作為・不作為・事故の、第三者に対する請求権の日本による処理。</p> <p>6 公務執行中でない不法の作為・不作為による軍人等に対する請求権の処理。</p> <p>7 米軍車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、米軍が法律上責任を有する場合を除き、6の規定で処理。</p> <p>8 軍人等の行為が公務執行中のものかどうか、米軍車両の使用が許容されたものかどうかについての紛争は、2の規定により選任された仲裁人の裁定による。</p> <p>9 (a) 合衆国は、5(f)を除き、米兵等に対する日本の民事裁判権の免除を請求してはならない。 (b) 米軍が使用している施設・区域内に、日本法に基づき強制執行を行なうべき私有の動産があるときは、合衆国当局は、日本の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押さえて日本当局に引き渡さなければならない。 (c) 日米当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理・処理のための証拠の入手について協力するものとする。</p> <p>10 米軍の資材・労務等の調達に関する契約から生ずる紛争の、合同委員会の調停。ただし民事裁判権の行使を妨げない。</p> <p>11 本条の「防衛隊」とは、自衛隊及び米軍をいう。</p> <p>12 2及び5は、非戦闘行為に伴って生じた請求権にのみ適用。</p> <p>13 本条の規定の効力の不適及と行政協定の適用。</p>	<p>9 日米合同委員会</p> <p>1 日米合同委員会の権限は、日米地位協定及び日本国内用の範囲内において日米間で実務的な協議をし、実施細則を決定することに限られる旨を日米地位協定に明記すること。</p> <p>9 日米合同委員会</p> <p>2 日米合同委員会における合意は原則公開とし、国民の権利に影響を及ぼし得る事項について公開原則を徹底すること。例外的に非公開とする場合でも、合意後一定期間経過後は必ず公開すること。 日米合同委員会における過去の合意内容についても前述と同様に公開すること。</p>
<p>25条合同委員会</p> <p>1 日米地位協定の実施に関し、日本政府と合衆国政府間の協議機関として、合同委員会を設置する。 合同委員会は、特に合衆国が必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として任務を行う。</p> <p>2 合同委員会は日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その系統規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるよう組織する。</p> <p>3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、その問題をそれぞれの政府にさらに配慮されるように移すものとする。</p>	